

令和8年度上天草市奨学生募集要項

1 目的

上天草市奨学金貸与制度は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学困難な者に対し、奨学金を無利子で貸与することで、社会に貢献する人材の育成を図ることを目的とする。

2 資格

奨学生は、以下に掲げる要件を全て満たす者でなければならない。

- (1) 奨学生の保護者（奨学生が未成年の場合はその親権を行う者、成年の場合は父母又はこれに代わる者をいう。）が上天草市に住所を有し、かつ、市税を滞納していないこと。
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する高等学校、高等専門学校、専修（専門）学校、短期大学、大学又は大学院（以下「学校等」という。）に在学していること。
- (3) 勉学に意欲があると認められること。
- (4) 経済的理由により修学が困難であると認められること。
- (5) 国、他の地方公共団体又はその他の団体から奨学金の貸与を受けていないこと。

3 奨学金の額及び人数

(1) 奨学金額

| 区 分 | 奨学金の額 |
|---|-----------|
| 《高校区分》 高等学校、高等専門学校（第1学年から第3学年まで）、 又は専修（専門）学校の高等課程に在学する者 | 月額20,000円 |
| 《大学区分》 高等専門学校（第4学年及び第5学年）、専修（専門）学校 の専門課程、短期大学、大学又は大学院に在学する者 | 月額30,000円 |

(2) 奨学生の人数

奨学生数は予算の範囲内において決定する。

4 募集周知方法

市広報上天草2月号及び市ホームページに掲載

5 申請書類

(1) 新規申請者

奨学金貸与を希望する者は、募集期間内に次の書類を提出しなければならない。

- ア 奨学金貸与申請書
- イ 奨学生推薦書
- ウ 世帯全員の課税台帳記載事項証明書
- エ 保護者の納税証明書（未納がない証明書）
- オ 保護者の住民票抄本（写）
- カ 口座振込申出書

※上記ウ～オは市役所窓口で交付（オはコンビニエンスストアでも交付可）。それぞれ手数料が必要。

(2) 貸与継続希望者（在学における進級による貸与継続希望者）

引続き奨学金貸与を希望する者は、募集期間内に次の書類を提出しなければならない。

- ア 奨学金貸与申請書（裏面は省略可）
- イ 世帯全員の課税台帳記載事項証明書
- ウ 保護者の納税証明書（未納がない証明書）
- エ 保護者の住民票抄本（写）

※上記イ～エは市役所窓口で交付（エはコンビニエンスストアでも交付可）。それぞれ手数料が必要。

※高校から大学等へ進学する場合で、奨学金の貸与を希望する方は改めて新規に申請が必要。

6 募集期間及び書類提出先

(1) 募集期限 令和8年3月13日（金）まで

(2) 書類提出先 上天草市教育委員会事務局学務課教育企画係

〒861-6192 上天草市松島町合津7915-1

上天草市役所松島庁舎2階（電話）0969-28-3379

7 保証人（連帯保証人）について

申請には、連帯保証人2人が必要で、うち1人は申請者の保護者、もう1人は別世帯の者。（いずれの連帯保証人も、上天草市内に住所を有する者。）

なお、連帯保証人は、奨学生又は奨学生であった者に事故があった場合、もしくは返還の義務を怠った場合、返還の責を負うことのできる者でなければならない。

8 奨学生の決定

令和8年4月中旬開催予定の上天草市奨学生選考委員会において、下記基準により審査をした上で、上天草市長が決定する。

なお、同委員会で奨学生としての基準を満たしていないと判断された場合には、不採用となることがある。

また、申請者全員に奨学生採用の合否については、令和8年4月下旬に通知書を発送する。

＜選考審査基準は次のとおり＞

- ① 申請者の勉学意欲
- ② 申請者世帯の経済的状況

所得の基準は、生計維持者等^{※1}の令和7年度（令和6年分）市民税所得割額の総額が30万4,200円未満^{※2}であること。

※1 父母がいる場合は、原則として父母2名が生計維持者となる。

※2 世帯の目安収入は、両親のうちどちらか一方が働き、高校生1人（16歳以上）、中学生1人の子供がいる4人世帯の場合、約910万円未満となる。（これは一例であり、世帯状況に応じて目安年収は異なります。）

9 誓約書、在学証明書の提出及び奨学金貸与開始時期

(1) 誓約書及び在学証明書

奨学生に決定された者は、誓約書及び在学証明書（令和8年4月現在、在学する学校等）を、下記の期限等までに提出すること。未提出の場合は、奨学金の貸付ができなくなります。

提出期限 令和8年5月8日（金）（必着）

提出先 上天草市教育委員会事務局学務課教育企画係まで

(2) 奨学金貸与開始時期

誓約書及び在学証明書を提出後に、4月分から9月分の6か月分を令和8年5月21日（木）、10月分から翌年3月分の6か月分を令和8年10月21日（水）に支給する。

10 奨学金貸与終了後の返還について

(1) 奨学生は当該学校等を卒業した日から10年以内にその全額を返還しなければならない。

なお、返還金は月賦、半年賦又は年賦により返還するものとし、その年額は36,000円を下回ってはならない。

ただし、一時にその全額もしくは一部を返還することができる。

(2) 奨学生であった者が上級学校に進学したときや災害や疾病等で奨学金の返還が困難と認められる場合は、願い出により返還が猶予されることがある。

(3) 奨学生又は奨学生であった者が、返還完了前に死亡又は病気・障害等により返還不能となった場合は、願い出により返還債務の一部又は全部を免除されることがある。